

**福生市立学校版
新型コロナウイルス感染症予防
ガイドライン
～「学校の新しい生活様式」～**

(令和3年4月26日)

福生市教育委員会

目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	
(1) 児童・生徒への指導	3
(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	6
(3) 教職員等の健康管理	6
(4) 校内環境の適切な管理	7
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底	9
2 教育活動の実施	
(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	9
(2) 教育活動上の留意点	11
(3) 教育活動の実施に当たっての配慮事項	14
(4) 登校の判断	15
II 感染者対応編	
1 感染者が出た場合	
(1) 児童・生徒の場合	16
(2) 教職員の場合	17
(3) その他	17
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	
(1) 児童・生徒の場合	17
(2) 教職員の場合	18
3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置	

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び東京都教育委員会の指針に基づき、福生市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

感染症対策に関する考え方

今後、教育活動の再開に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制の確認
- ・集団感染のリスクが高い、以下の**3つの条件**が同時に重なることの徹底的な回避

①換気の悪い密閉空間

②多くの人が密集

③近距離での会話や発声

学校の役割（文部科学省通知による）

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童・生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童・生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3密」の徹底した回避

密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集場所(多くの人が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる)という3つの条件のある場を、できるだけ回避するよう指導すること。特に、「3密」になる条件が同時に重ならないよう、指導を徹底すること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや正しい手洗いを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を問わずトイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いるもので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。

※校外学習等の外出先において、手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0

エ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

① マスクの着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられる。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

1) 十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は必要ない。

2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すこと。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症はより命に関わる危険があるため、熱中症への対応を優先させること。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。

※児童・生徒等本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

3) 体育の授業においては、マスクの着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合にはマスクを着用すること。配慮事項等については、スポーツ庁政策課学校体育室発令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。

② 登下校時のマスクの着用について

登下校時には、「休み時間」同様、教員の目が届きづらい実態がある。そのため、状況によっては「3密」が生じうることを踏まえ、次のような工夫や指導を行うこと。

- ・登下校については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散する。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないように指導する。
- ・夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。
- ・小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

③ その他（マスクに関する指導について）

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導し、徹底させること。

また、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

- ・清潔なハンカチ、ティッシュ ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

（２）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- （１）の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。

- ・毎朝の検温
- ・検温結果と健康状態について検温カードに記載
- ・何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する（症状については主治医等に相談すること）
- ・児童・生徒が PCR 検査を受ける場合には必ず学校へ連絡すること。
- ・児童・生徒が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせること。

※学校は、児童・生徒が PCR 検査を受けることを把握した際は、教育支援課に報告すること。

（３）教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。

- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。
- 教職員がPCR検査を受けることが分かった場合には、教職員係に報告すること。

(4) 校内環境の適切な管理

ア 清掃・消毒について

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、次の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常のコリ掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

これらは、通常のコリ掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差支えがないと考える。また、スクール・サポート・スタッフ等による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられる。

加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要である。

校長は、消毒によりウイルスを死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、次の「普段の清掃・消毒のポイント」を参考に過度な消毒とならないよう、十分に配慮すること。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、机や椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。また、それらの箇所付近に清掃チェックリストを設置し、清掃を行った日時を記録すること。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。

イ 換気の徹底について

換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。ただし、福生市立学校における冷暖房設備には高性能な換気機能が付属しているため、冷暖房設備を使用している授業中には、窓開けなどの換気は必要ないが、休み時間には窓開けなどの換気を行う。

※換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温

低下による健康被害が生じないよう、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

ウ 適度の保湿について（湿度40%以上を目安）

- ・換気しながら保湿
（加湿器使用や雑巾等の教室内干し）
- ・こまめな拭き掃除等の工夫

（5）連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

2 教育活動の実施

（1）教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、次の事項に留意すること。

ア 登校時の健康状態の把握

- 学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、検温カード（別添様式を参考にすること）を提出させる。なお、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をさせずに自宅で休養するよう指導すること。
- 登校時に検温カード等により健康状態を確認できなかった、若しくは検温カードに記載された体温が平熱に比べ高く、発熱の症状がみられる児童・生徒については、ただちに別室等で検温及び風邪の症状などを確認すること。

イ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

- 校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

ウ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、ゴム手袋やフェイスシールド等を着用するなどの必要な感染予防策をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒すると共に、部屋の換気を十分に行う。

エ ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理は教職員が行い、処理したあとは、流水と石けんで手を洗う。

(2) 教育活動上の留意点

「児童・生徒の学びを止めない」という視点から、緊急事態宣言下においても、原則、休校措置は行わない。なお、緊急事態宣言下では、「福生市立学校版『新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（令和3年4月26日）』に基づいた学校教育の推進について」通知の内容に基づいた教育活動を実施する。また、緊急事態宣言解除後においても、教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避けること。

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教員及び児童・生徒は、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。その後は、感染状況に応じて年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(適切な工夫が求められる教育活動例)

グループや少人数等による話し合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項
 - ・ 体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
 - ・ 個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。
 - ・ 熱中症に留意するとともに、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体カトレーニングを行う。
 - ・ 体育の授業におけるマスクの着用については、令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
 - ・ 更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
 - ・ 器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行う

のではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導するとともに、児童・生徒間で不要に使い回しをしない。

イ 音楽会や鑑賞会などの文化的行事

3密にならない企画で文化的行事を編成する。保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況に応じて、オンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

ウ 運動会などの健康安全・体育的行事

3密にならない企画で体育的行事を編成する。保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況によってはオンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

エ 遠足・集団宿泊的行事

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を把握し、3密にならない内容の工夫、実施の可否等の判断を行う。

オ 地域等と連携した行事

保護者や地域の方々を参加させる場合は、感染症の蔓延状況によってはオンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

カ 避難訓練

避難経路の確認は、年度始めに速やかに行う。

キ 体育館等で集会等を実施する場合

3密にならない企画で実施する。感染症の蔓延状況によってはオンライン等を活用した実施の仕方についても検討する。実施する場合には次の点に留意する。

- 参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。ただし、冷暖房設備の使用時には窓開けなどの換気は必要ない。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

ク 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなど、喫食の場所の密集を避けるとともに、

児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。

- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

ケ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

コ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導する。

サ 部活動

次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、その必要性について慎重に判断するとともに、校外での活動をする場合は、必ず保護者の同意書を得ること。
- 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、参加対象者の制限、オンラインを活用した公開の仕方について検討する。
- 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- 器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うように指導するとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

シ 生徒会活動

- 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- 生徒総会や生徒会選挙等は、3密にならない企画を編成する。感染症の蔓延状況によっては放送設備やオンライン等を活用し、各教室で実施する。

ス 保護者会、学校運営連絡協議会等

- 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、3密に相当しないように工夫しながら短時間で開催する。また、オンラインでの開催も検討する。
- 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

セ 下校指導

- 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

(3) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

- 1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組
支援が必要と思われる児童・生徒に関する教職員間で情報共有の徹底を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面接を実施する。
- 2) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築
全ての児童・生徒に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、福生市教育相談室、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・

生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、東京都教育委員会HPの資料「新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等について考える教材」(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_sns_material.html)を適宜活用しながら、発達の段階に応じた指導を行う。

(4) 登校の判断

ア 海外から帰国した児童・生徒について

- 1) 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- 2) これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題をオンライン等を活用するなどして個別に対

応を行う。

- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

II 感染者対応編

1 感染者が出た場合

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、教育支援課学務・給食係に報告する。

ウ 福生市教育委員会は、学校保健安全法第 20 条に基づき、福祉保健部と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断する。

エ 保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

オ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。

※症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

※物の表面についたウイルスの生存期間は、付着したものの種類に

よって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置が考えられる。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するものとする。

※ 力の対応については、教育委員会と協議すること。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のウからカまでと同様の取扱いとする

※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ICTを活用すること。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童・生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、教育支援課学務・給食係に報告する。

エ この場合、福生市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

※「エ」から「カ」の対応については教育委員会と協議すること。

(2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒の場合」エからカまでと同様の取扱いとする。

※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や市内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。